

## 1. 人口減少克服に向けて解決すべき現状の課題

- 地方からの人口流出は、**大学等進学時と大学等卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著。**
- 特に大学等卒業後の地方定住を促進するためには、**在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組**や、大学等の卒業生が**地方に定住して働く雇用を創出する必要があるが、必ずしも十分な成果に至っていない。**

## 2. 自律的・持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性

- 地方の人口減少を克服していくため、地方公共団体と大学等が連携し、**人口の東京一極集中が顕著となる上記2時点に焦点を当て、学生が地域に残るための重点的な取組を進めることが必要。**具体的には、各地方が実情を踏まえた創意工夫を発揮しながら、以下の方向性に沿った対策を講じていくことが求められている。

- より多くの地方の若者が、地方大学等へ進学
- 地方大学等を卒業したより多くの若者が、就職時に地元企業等を選択
- 都市部の大学等に進学した若者も、就職時に地方へ環流

- 同時に、地方への定住の流れを継続させるためには、**大学等と地域の関わりを強化し、大学等が有する専門知識を活かした産業振興・雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要。**

## 3. 地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組の促進

- ① **地方公共団体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成**
    - ・ 将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、文科省（(独)日本学生支援機構）が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠(仮称)）を設けるなど一定の優遇措置を実施
    - ・ 地元就職者等に対し、地方公共団体と地元産業界で造成する基金から奨学金返還の際に一定の給付を実施（基金造成について特別交付税措置）
  - ② **地方公共団体と大学等が具体的な数値目標(※)を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施**
    - ・ 総務省は地方公共団体の取組に対して特別交付税措置により支援
    - ・ 文部科学省は大学等の取組に対して補助事業により支援
- ※ ●●大学卒業生の県内就職率 ○%アップ、共同研究に基づく新事業による雇用創出 ○人 など

# 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界  
一般の寄付等

連携

道府県等

総務省

道府県等の基金への出捐額  
に特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】

年間支援対象者 : 100人  
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円  
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人  
日本学生  
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金  
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠(地方創生枠)  
1都道府県あたり各年度上限100名  
を設定

大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
- ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

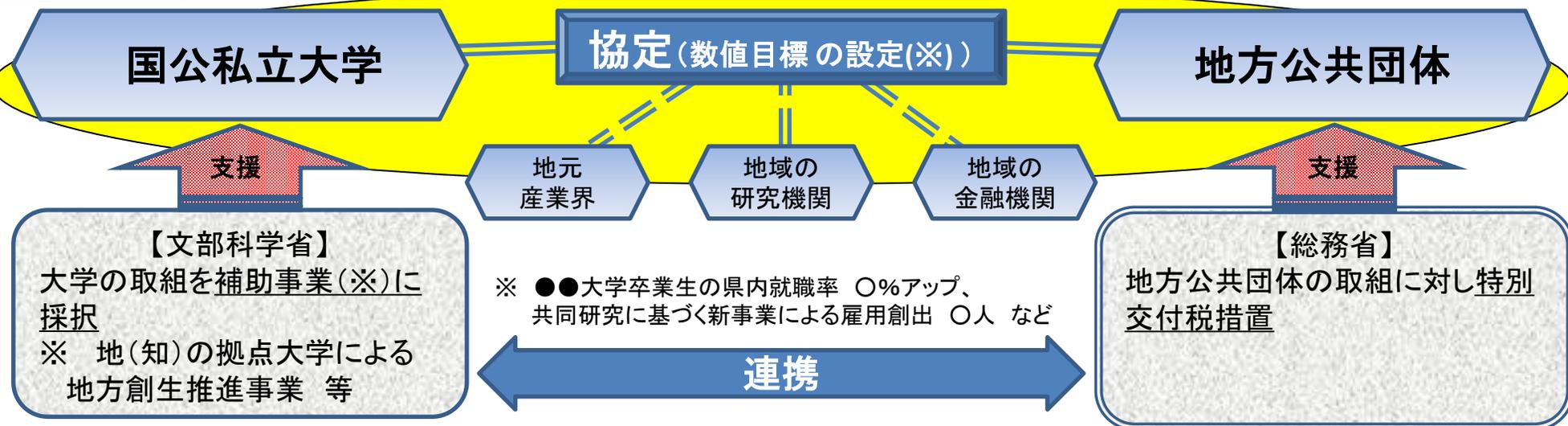
※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。  
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

## 事業イメージ



## 【取組例】

| 大学等の取組  | 地方公共団体の取組   |
|---|---|
| <b>【取組例1:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</b>                             |   |
| 地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する) | 受講スペースの提供、通信費等増高経費の一部負担等を実施   |
| <b>【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化</b>  |   |
| 地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)  | 大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施                         |
| <b>【取組例3:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</b>  |   |
| 地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施                        | 地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施 |

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

# 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（概要）

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について（平成27年4月10日付 自治財政局長通知（総財務第88号））

## 1. 趣旨

地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、総務省と文部科学省で連携し、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進を図る。

## 2. 取組の概要 ※詳細は下記「3. 対象」を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。

- ア 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材に係る資格等を決定  
その上で、地方公共団体が中心となり基金を設置
- イ 地方公共団体が、支援対象者となり得る学生を日本学生支援機構へ推薦
- ウ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、優遇措置を講じたうえで貸付
- エ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

## 3. 対象 ※以下の（1）～（3）の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じる。

### （1）支援対象者の要件

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件を決定。

（例）地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得 等

### （2）基金について

- ア 地方公共団体や地元産業界等が出捐し基金を設置
- イ 基金の設置場所（直営方式・財団方式等）は地方公共団体の判断
- ウ 基金の形態は取り崩し型
- エ （1）の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

### （3）地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要がある。

## 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に係る特別交付税措置について

### (1) 特別交付税措置の対象となる経費

設置された基金へ地方公共団体が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む）を対象とする。

ただし、地方公共団体が、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。  
なお、果実運用型基金へ支出した額は、対象とならない。

### (2) 措置率

0.5（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県《当該都道府県内に位置する市区町村を含む。以下同じ。》については、措置率を0.3とするものであること。また、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

### (3) 措置上限額

一団体あたり1億円を上限とする。（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県については6千万円とする。）

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱（概要）

## 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について

（平成27年4月10日付 自治財政局長通知（総財務第89号））

### 1. 趣旨

大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であることから、総務省と文部科学省で連携し、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の積極的な推進を図る。

### 2. 取組の概要

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、総務省と文部科学省が連携して必要な支援を行う。

### 3. 対象 ※以下の（１）～（４）の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じる。

（１）地方公共団体と大学等の間で協定を締結した取組であること

ア 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校をいう。

イ 協定とは、地方公共団体と大学等が取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。

→ 具体的な数値目標、成果の検証等の記載が必要

（２）雇用創出・若者定着に係る取組であること

進学時、在学時又は就職時の学生への直接的な働きかけ、定住して働くことのできる雇用を創出する取組であること。

（３）大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること

文部科学省の補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」又は「大学教育再生加速プログラム」に採択されたものであること。

（４）地方版総合戦略について

地方公共団体の取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要がある。

### 4. 地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組

地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、「3. 対象」にかかわらず、「3. 対象」の（１）、（２）及び（４）を満たす場合には、財政措置の対象とする。

# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について

(平成27年4月10日付 自治財政局長通知(総財務第89号))

## 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進に係る特別交付税措置について

### (1) 特別交付税措置の対象となる取組及び経費の例は以下のとおり

| 大学等の取組  | 地方公共団体の取組 ※〔 〕内は想定される経費  |
|---|--|
| ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進   |  |
| 地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する) | ・受講スペースの提供〔施設の借り上げ費〕<br>・通信費等増嵩経費の一部負担〔通信費〕 等を実施   |
| 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わり強化   |  |
| 地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)  | ・大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕<br>・インターン先企業の開拓 〔企業訪問に係る旅費〕<br>・インターンシップ生の受入れ 〔インターンシップ生の旅費、宿泊費〕<br>・地元産業界から大学への講師派遣支援 〔講師の派遣費〕 等を実施   |
| 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興   |  |
| 地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施                        | ・地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究 〔共同研究経費〕<br>・研究開発委託 〔大学への研究費の支援〕<br>・大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕<br>・販路開拓の支援(物産展への出品等) 〔旅費、広報費、会場借り上げ費〕<br>・マーケティング支援 〔マーケティングのための委託調査費〕 等を実施 |

### (2) 措置率

0.8 (ただし、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。)

### (3) 措置上限額

一団体あたり1,200万円を上限とする。(ただし、地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、2,400万円を上限とする。)

総 財 務 第 1 3 号  
平成27年1月23日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について

地方大学は、これまで、地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきました。今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されています。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であると考えております。

このため、地方大学への進学、地元企業への就職や都市部の大学から地方企業への就職を促進するよう、総務省と文部科学省が連携して、地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金を造成する取組や、地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を促進するための財政措置等を決定したところです。なお、これらの取組においては、地元産業界の協力が必要であり、経済産業省とも連携し、協力要請を行うこととしております。

特に、サテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換や、地元企業への長期インターンシップの実施などにより、地方大学の魅力を向上させることが、有効です。また、大学が有する教育研究機関としてのポテンシャルを活かして、地域の中核企業等との共同研究による産業振興や雇用創出も重要です。

各地方公共団体におかれては、今般の財政措置等も踏まえ、それぞれの地域の実情に応じて、地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

なお、特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的にこうした取組を行うよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

総務省自治財政局長  
(公印省略)

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について(通知)

今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されています。このため「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」(平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知)により、地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組んでいただくよう要請したところです。

このたび、地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金を造成する取組を促進するため、別添のとおり「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」を策定しましたので、各地方公共団体におかれては、当該取組の推進について格別の配慮をお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱

平成27年4月10日(総財務第88号)制定

第1 趣旨

地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。地方から大都市への人口流出に歯止めをかけるため、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待される。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要となる。

特に地方創生、地方の自立のためには、地域課題の解決に資する人材や地方経済を支える産業を担う人材の確保が不可欠である。

このような状況を踏まえ、総務省においては、地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進を図るものである。

第2 取組の概要

- (1) 取組の概要は、原則、次のとおりとする。なお、詳細は第3を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。
  - ア 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材(以下「支援対象者」という。)に係る資格等を決定する。その上で、地方公共団体が中心となり基金を設置する。
  - イ 地方公共団体が、支援対象者となり得る学生を独立行政法人日本学生支援機構(以下「日本学生支援機構」という。)へ推薦する。
  - ウ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、無利子奨学金の優先枠を設けるなど、優遇措置を講じたうえで貸付を行う。
  - エ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部について免除する。
- (2) (1)について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省並びに文部科学省及び日本学生支援機構が連携して必要な支援を行う。

### 第3 対象

第2に記した取組で、以下の(1)～(3)の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。その内容は、別紙のとおりとする。

#### (1) 支援対象者の要件

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件（以下「要件」という。）を決定するものとする。例えば、以下のものを要件とすることが想定される。また、要件については、書面で記すものとする。

なお、公務員として就職する者は、支援対象者としめないものとする。

- 地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得、あるいは特定の学部・学科の卒業
- 成績
- 大学等卒業後の就業地域、就業期間

#### (2) 基金について

ア 地方公共団体や地元産業界等が出捐し、基金を設置するものとする。ただし、その負担割合は、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。また、複数の地方公共団体による基金への出捐は差し支えない。

イ 基金の設置場所（直営方式・財団方式等）については、地方公共団体の判断によるものとする。

ウ 基金の形態は取り崩し型とする。ただし、地元産業界等出捐分については、果実運用型としても差し支えない。

エ (1)の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部について免除するものとする。具体的な免除の方法については、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。

#### (3) 地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられたものである必要があること。

### 第4 その他取組推進に当たっての留意事項

(1) 市町村が本取組を実施するにあたっては、支援対象者が重複するおそれもあることから、都道府県と十分に調整し、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ること。

(2) 地方公共団体から日本学生支援機構への支援対象者の推薦、地方創生枠等の日本学生支援機構の取組については、別途文部科学省から発出される「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（通知）」（平成27年4月10日付27文科高第94号文部科学省高等教育局長通知）を参照されたいこと。

#### (3) 要件の写しの送付について

ア 都道府県は、第3の(1)の規定による要件を決定したときは、当該要件の写しを総務省に送付するものとする。市町村が、第3の(1)の規定による要件を決定したときは、当該要件の写しを市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。

なお、複数の地方公共団体の出捐により基金が設置された場合は、最も出捐額の大きい団体が要件の写しの送付を行うものとする。

イ 総務省及び都道府県は上記アの要件の写しの送付を受けた場合等、必要に応じて、当該地方公共団体の取組について助言を行うものとする。

別紙

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に係る特別交付税措置について

(1) 特別交付税措置の対象となる経費

設置された基金へ地方公共団体が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む）を対象とする。

ただし、地方公共団体が、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

なお、果実運用型基金へ支出した額は、対象とならない。

(2) 措置率

0.5（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県《当該都道府県内に位置する市区町村を含む。以下同じ。》については、措置率を0.3とするものであること。また、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

(3) 措置上限額

一団体あたり1億円を上限とする。（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県については6千万円とする。）

総 財 務 第 8 9 号  
平成27年4月10日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務省自治財政局長  
( 公 印 省 略 )

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について  
(通知)

今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されています。このため「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」(平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知)により、地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組んでいただくよう要請したところです。

このたび、地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を促進するため、別添のとおり「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」を策定しましたので、各地方公共団体におかれては、当該取組の推進について格別の配慮をお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

## 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱

平成27年4月10日(総財務第89号)制定

### 第1 趣旨

地方大学は、これまで、地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきた。今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要となっている。

このような状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の積極的な推進を図るものである。

### 第2 取組の概要

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、総務省と文部科学省が連携して必要な支援を行う。

なお、総務省は地方公共団体の取組を、文部科学省は大学等の取組を、それぞれ支援するものとする。

### 第3 対象

第2に記した取組で、以下の(1)～(4)の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。その内容は、別紙のとおりとする。

(1) 地方公共団体と大学等間で協定を締結した取組であること

ア 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校をいうものであること。なお、個人(例えば特定の大学教授等)と地方公共団体が連携して行う取組は、財政措置の対象とはならない。

イ 協定とは、地方公共団体と大学等が第2に記した取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいうものであること。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標が掲げられているものである必要があること。また、取組の実施後、目標に対する成果の検証をする旨及びその体制について記載されている必要があること。

なお、複数の地方公共団体や大学等間で協定を締結することは、差し支えない。

## (2) 雇用創出・若者定着に係る取組であること

大学進学時、在学時又は就職時の学生への直接的な働きかけによる地方への定着を図る取組や、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出する取組であること。

なお、上記(1)及び(2)を満たす取組及び地方公共団体において想定される経費の例については、別紙のとおりであること。

## (3) 大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること

大学等の取組が、文部科学省の補助事業「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」又は「大学教育再生加速プログラム」に採択されたものであること。

## (4) 地方版総合戦略について

地方公共団体の取組は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要があること。

## 第4 地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組

地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、第3の規定にかかわらず、第3の(1)、(2)及び(4)を満たす場合には、財政措置の対象とすること。

## 第5 その他取組推進に当たっての留意事項

(1) 地方公共団体は、「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」(平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知)も参考に、積極的に大学等と連携した取組を行われたいこと。また、特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的に活用されたいこと。

(2) 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組については、地方公共団体及び大学等の連携を前提としたものであるが、それ以外の地元関係者(地元産業界や金融機関、研究機関等)との連携についても、積極的に検討されたいこと。

(3) 文部科学省の補助事業の内容の詳細については、それぞれの事業に係る補助要綱等を参照されたいこと。

## (4) 協定の写しの送付について

ア 都道府県は、第3の(1)イの規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを総務省に送付するものとする。市町村が第3の(1)イの規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを、市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。

イ 総務省及び都道府県は上記アに係る協定の写しの送付を受けた場合等、必要に応じて、当該地方公共団体が実施する取組について助言を行うものとする。

(5) 平成26年度をもって、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費に関する特別交付税措置については、廃止されていることに留意されたいこと。なお、本要綱に定める要件を満たす場合に限り、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費であっても財政措置の対象となるものであること。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進に係る特別交付税措置について

## (1) 特別交付税措置の対象となる取組及び経費の例は以下のとおり

| 大学等の取組  | 地方公共団体の取組 ※〔〕内は想定される経費   |
|---|--|
| <b>ICT やサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</b>   |  |
| 地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講スペースの提供〔施設の借り上げ費〕</li> <li>・通信費等増嵩経費の一部負担〔通信費〕等を実施</li> </ul>  |
| <b>地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化</b>   |  |
| 地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や地元企業間の連絡調整〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕</li> <li>・インターン先企業の開拓〔企業訪問に係る旅費〕</li> <li>・インターンシップ生の受入れ〔インターンシップ生の旅費、宿泊費〕</li> <li>・地元産業界から大学への講師派遣支援〔講師の派遣費〕等を実施</li> </ul>  |
| <b>地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</b>  |  |
| 地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体設立の研究施設(例：産業技術センター)による共同研究〔共同研究経費〕</li> <li>・研究開発委託〔大学への研究費の支援〕</li> <li>・大学や地元企業間の連絡調整〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕</li> <li>・販路開拓の支援(物産展への出品等)〔旅費、広報費、会場借り上げ費〕</li> <li>・マーケティング支援〔マーケティングのための委託調査費〕等を実施</li> </ul> |

## (2) 措置率

0.8(ただし、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。)

## (3) 措置上限額

一団体あたり1,200万円を上限とする。(ただし、要綱第4に規定する取組については、2,400万円を上限とする。)